

厚生労働省岩手労働局発表
平成23年3月25日

担 当	岩手労働局労働基準部		
	労災補償課長	上関	優
	労災管理調整官	藤本	行男
	電話 019 - 604 - 3009		

東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付について

東北地方太平洋沖地震により、多くの労働者の方々が被災され、労災保険給付についての相談が寄せられております。本震災による業務災害又は通勤災害等の考え方や、労災保険給付の請求手続の特例措置などについては別添のとおりとなっておりますので、お知らせします。

岩手労働局としましては、資料の散逸や事業上の閉鎖などにより労災請求に困難が伴うことを踏まえ、労災請求の受付から支給決定までの事務について一層の迅速・丁寧な対応に努めてまいります。

ご不明な点については、岩手労働局又は各労働基準監督署にお尋ねください。

- 「東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害等の考え方」について
別添1
- 「労災保険における遺族(補償)給付」について
別添2
- 「労災保険給付の請求手続の特例」について
別添3

東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害の考え方

1 業務災害

業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合には、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして業務災害として取り扱われます。

2 通勤災害

業務災害と同様、通勤途上で津波や建物の倒壊等により被災した場合には、通勤に通常伴う危険が現実化したものとして通勤災害として取り扱われます。

3 地震による災害事例

(1) 業務災害

事例 1 作業場が倒壊し被災した場合や、工場又は倉庫等の事業場から屋外へ避難する際に被災した場合

作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、構造上の脆弱性によって、業務に伴う危険が現実化したものと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となります。

また、工場又は倉庫等の事業場から屋外へ避難する際に被災した場合は、業務従事中に事業場施設に危険な事態が生じたため避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為と認められ、業務災害として労災保険給付の対象となります。

事例 2 地震により発生した津波により、事業場が水没等し、被災した場合

海岸線に近接する事業場が、津波により押し流されたり水没した場合には、事業場の立地環境等の危険が現実化したと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となります。

また、船員が船舶に乗り込んでいる場合に、津波により被災したときは、業務に内在する危険が現実化したと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となります。

(2) 通勤災害

事例 通勤途上で海岸線の道路を車で移動中、津波に巻き込まれ被災した場合

通勤途上において津波に巻き込まれ被災した場合は、海岸に近い道路を通勤する労働者にとって、津波による災害を被る危険性が現実化したものと認められ、通勤災害として労災保険給付の対象となります。

被災された労働者及びそのご遺族の皆様へ

労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われます。

給付内容等についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

1 今回の地震に関する労災補償の考え方について

作事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

2 労災保険の請求について

被災された労働者の方やそのご遺族の方が請求を行っていただいた上で、労災保険の対象となるか否かの調査を行います。

労災請求については、被災された労働者の方が所属していた事業場を管轄する労働基準監督署で受け付けておりますが、今回の地震によるケガや死亡等に関する請求については、全国のすべての監督署で受け付け、所轄の監督署に回送しております。また、労働局の実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けております。

やむを得ない事情により医師や事業主の証明を受けられない場合や所定の請求書が入手できない場合でも、任意の様式により受け付けております。

3 労災保険の認定手続について

ご提出いただいた請求書に基づき、労働基準監督署で被災状況など調査した上で、労災の対象となるか否かの認定を行うこととなりますので、労災請求に当たっては、身分や賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を用意していただくようお願いします。

なお、これらが無い場合には、以下の事項について、可能な範囲で関係者からの聞き取りなどにより労災保険の対象となるかを判断しますので、ご協力をお願いします。

労災保険の対象となる会社か否か
被災された方は労働者であるか否か
仕事や通勤が原因で被災されたか否か
毎月の給与や賞与の額

労災保険給付の請求手続の特例

被災労働者の皆様へ

労災保険給付請求に係る事業主証明及び診療担当者の証明について

今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理します。

また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理します。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人が記載し、当該証明を受けられない事情を付記して下さい。

労災保険指定医療機関の皆様へ

「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」の取扱い

任意様式に、傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生日、簡単な災害発生状況等を記載したものを、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」として取り扱うこととします。

なお、事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも受理して頂くようお願いします。

「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」の取扱い

既に労災保険制度の対象者であり、他の医療機関からの転医である旨申し出があった場合は、指定医療機関が傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称等を確認することにより受診できるものとします。

「診療費請求内訳書（レセプト）」の取扱い

上記の取扱いにより労働保険番号等が確認できない場合には、空欄のまま請求して下さい。また、その旨を傷病の経過欄に記入した上で、新継再別3の記入を徹底して下さい。